

## NPO 法人 日本フィッシングガイド協会 細則

### 【会員になる条件、心構え】

会員は、全てにおいて自己の行動に責任を持てること。禁治産者、もしくはそれに類する者は参加者及び、他の協会員に動揺を与える恐れがあるため、登録を拒否する。

善良なフィッシングガイド・賛助会員を装い、悪質な事業、もしくは活動に第三者を誘致しようとするものは、断固入会を拒否する。

上記二項を無視し、登録したことが判明した場合（後日、発覚した場合など）は、即刻退会・除名とし、協会の名誉を著しく傷つけたことによる責任を徹底的に追及する。

釣り場案内は、基本的には一般に知られている場所とし、第三者に教えることによって地域の損害が明らかに予想される場合は慎むこと。この判断は会員個人に任せることとし、万が一、会員に非が問われた場合も協会は一切関知しない。また、法令で遊漁が禁止されている時期、場所においては絶対に釣りをしないこと。

会員は、釣り人の見本となるような行動を率先して行う徳を持ち、優しく、穏やかな気持ちで全てに対して接すること。

天候、動物などによる危険対策を各自で講じること。また、イベント参加時にはリスクカバーで保険に入ること。

### 【責任の範囲】

会員個々の活動において発生した問題は**全て各人の自己責任**とする。また、協会は一切関知しない。

会員個人に起因する不注意、不正、不義などにより、参加者に迷惑・損害が生じた場合、若しくは賠償請求された場合、それに類した問題が発生した場合、会員は参加者と協議し、問題の解決に取り組む義務がある。また、協会は一切これに関知しない。

### 【倫理】

会員は自己の行動に誇りと責任を持ち、釣り場改善に進んで取り組むこと。

会員は、快適なサービスを参加者に提供することに尽力すること。

### 【登録解除（退会）について】

会員の登録解除は除名、退会勧告を受けない限り、自由意志で可能とする。また、原則的に登録解除費用は必要としない。

会員が何らかの悪質な行動を取った場合、協会は当該会員の承諾なしに除名することができる。その判断は事務局が行うこととする。

会員は、在籍中に何らかのトラブルを起こした場合、それが自分で解決しない限り、登録解除は認められない。また、登録解除後、在籍中に起こしたトラブルが発覚した場合、会員は登録解除後においても、その全ての責任を負う義務がある